事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税 額の特別控除に関する明細書								•	法	人名			
措	去第42条の7第1項各	号の該当号	1	第	号	第	号	第	号	第	号	第	号
事	業種	目	2										
資	種	類	3										
産	設備の	名 称	4										
区	取 得 年	月 日	5	平 .	•	平		平 .	•	並 .		本 .	
分	事業の用に供し	た年月日	6	平 •		平 •		平 ·	•	平 .		平 ·	
取	取得価額又は勢	製作価額	7		円		円		円		F	Э	円
得価	法人税法上の日による積立金		8										
額	差 引 改 定 取 (7) - (8)	得 価 額	9										
	法人		額	の 4	持	別	控	除	頁 (か 計	第	章 	
侧根	期の所得に対する法 ←(−)[2]、別表−(二)[2]又は	別表一(三) 「2」)	10			円	労 き	務費	· 0	額	22		円
当	期 税 額 基 (10)×20 100	準額	11			教	教育	訓網		の額	23		
当	取得価額の ((9)の合計)	12	内		育	教育	訓 (2) (2)		割合	24		
	税 額 控 除 N (12)× 7 100		13			訓	育額額_	0.25 % ≦	≦ (24)	の場合	25	0. 12	
期	((11)と(13)のうち少		14			練一費	除	$0.15\% \le 0$ $0.15\% \le 0$ $0.15\% \le 0$		_	26		
	法 人 税 額 超 過(別表六(二十四)「4	41の②」)	15			- に	費る合	(小数点以	下3位未	満切捨て)			
分	当期分の特別(14)-(15)		16			係	((23) ×	(25)) 又(は ((23)		27		円
前	差引当期税額基(11)-(14)		17			る		期税額(11) — (14	1) — (19)		28		
期	繰越税額控除限 (33)の計)		18			€	((27) と	(28) のう	ち少ない		29		
繰	同上のうち当期繰越税額 ((17)と(18)のうち少れ	ない金額)	19			0	(別表	六(二十	四)「420		30		
越	法 人 税 額 超 過(別表六(二十四)「4	10の②」)	20					分の特(29)-	(30)		31		
分	当期繰越税額(19)-(20)	控 除 額	21			法	人 税 智	額の特 16)+(21)-		空 除 額	32		
翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算 前 期 繰 越 額 又 は _{単 期 た い 可 ま 類 気} 翌 期 繰 越 ※													
前 期 繰 越 額 当 期 税 額 控 除 限 33					は額	当 期	控 除 3	可 能 4	額等	翌 ;	朝 (33)	繰 越) (34) 35	額
平平					円				円				
平平						外				外			円
計						(19)							
	当 期 分	(13)				(14)				外			
	合 計												
		設		備		0	₹	既	要	•			

別表六(十四)の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の7 第2項、第3項若しくは第5項《事業基盤強化設備 等を取得した場合等の法人税額の特別控除》又は 平成22年改正前の措置法(以下「平成22年旧措置法」 といいます。)第42条の7第2項、第3項若しくは第 5項(事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税 額の特別控除)の規定の適用を受ける場合に記載し ます。

なお、次に掲げる事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度に繰り越して税額控除 の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提 出しなければなりませんので、御注意ください。

- (1) 事業基盤強化設備を事業の用に供した事業年 度(供用年度)
- (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある 事業年度
- 2 平成22年旧措置法第42条の7第2項又は第3項の 規定の適用を受ける場合には、「措置法第42条の7第 1項各号の該当号1」の上覧に「(旧法)」と記載し ます。
- 3 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額8」 には、法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定 の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮 額を積立金として積み立てる方法により経理した ときに、その積み立てた金額(積立限度超過額を除 きます。)を記載します。
- 4 「取得価額の合計額12」の欄の内書には、措置法 第42条の7第2項に規定する適用対象事業基盤強 化設備等の取得価額の合計額のうちに同条第1項

に規定する情報基盤強化設備等がある場合に、当該 情報基盤強化設備等の「差引改定取得価額9」の金 額の合計額を記載します。

- 5 「当期控除可能額等34」の外書には、措置法令第 27条の7第13項(連結納税の承認を取り消された 場合に繰越税額控除限度超過額から控除する金 額)の規定の適用を受ける場合に、同項に規定する 控除未済超過額を記載します。この場合、「翌期繰 越額35」の記載に当たっては、「34」の本書に当該 控除未済超過額を含めたところで計算します。
- 6 「翌期繰越額35」の各欄の外書には、措置法第42 条の11 ((法人税の額から控除される特別控除額の 特例)) の規定の適用を受ける場合に、別表六(二十 四)の「法人税額超過構成額②」の各欄の金額を記 載します。このとき「計」までの欄の外書には、別 表六(二十四)の「38②」又は「39②」(翌期繰越 額となるものに限ります。)の金額を記載し、「当 期分」の外書には、別表六(二十四)の「41②」の金 額を記載します。)この場合において、「計」及び 「合計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含め て計算します。
- 7 「設備の概要」には、法人が措置法第42条の7第 1項に規定する特定中小企業者等に該当すること 及びその設備が事業基盤強化設備に該当すること の詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代 えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関 する付表」の所要欄を記載し添付することとしてく ださい。